

～第2編 真宗本廟～

真宗本廟崇敬条例

（1995年6月22日条例公示第1号）
改正 ①1996年6月20日条例公示2
②2004年6月28日条例公示1
③2023年6月30日条例公示7

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、真宗大谷派宗憲第3章に規定する真宗本廟及びその崇敬に関する事項を定める。

（真宗本廟）

第2条 真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする聖域であり、真宗大谷派（以下「本派」という。）の唯一の本山であって、本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。

（安置する影像）

第3条 真宗本廟には、次の影像を安置する。

- （1）御影堂 宗祖聖人の真影、歴代門首の影像及び例規によるもの。
- （2）阿弥陀堂 本尊、聖徳太子、七高僧及び例規によるもの。

（施設）

第4条 真宗本廟には、参拝、教化、研修、本廟奉仕及び儀式執行のための施設、その他必要な施設を置く。

（大谷祖廟）

第5条 宗祖聖人墳墓の地たる大谷祖廟は、真宗本廟の飛地境内仏堂であって、本派に属するすべての者は、これを敬仰護持しなければならない。

2 大谷祖廟は、宗祖聖人追慕の情により、本派に属する者の納骨所とする。

第2章 崇敬及び本廟奉仕

（崇敬の理念）

第6条 真宗本廟における宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬並びに儀式の執行は、教義と伝統を尊重して、僧侶及び門徒の信託により行われなければならない。

（尊厳の保持）

第7条 真宗本廟においては、常に恭敬の念に基づき、その尊厳が保持されなければならない。

（崇敬護持・本廟奉仕）

第8条 真宗本廟は、教法の象徴たる宗祖聖人の

真影を帰依処として、聖人開頭の教法を聞信する道場であるから、すべて本派に属する者は、ここにあい集うてこれを崇敬護持するとともに、真宗本廟に奉仕し、聞法研修するようつとめなければならない。

（守護管理の責任）

第9条 真宗本廟の守護管理は、内局の統轄により、宗務職制に定める各部門がこれを行う。

第3章 門首、鍵役及び式務員等

（門首）

第10条 真宗本廟の宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬は、僧侶及び門徒の信託により門首がこれを行う。

2 真宗本廟の宗祖聖人の真影を安置する御厨子の御鑰は、門首がこれを管守する。

（鍵役）

第11条 前条第2項に規定する事項について、門首をたすけてその管理にあたるため、鍵役を置く。

2 鍵役は、真宗本廟の両堂に奉仕し、儀式について門首を補佐する。

3 鍵役は、内事僧籍簿に登載されている者について、宗務総長がこれを任命する。

（式務員）

第12条 真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、式務員を置く。

2 式務員の任用は、宗務職制の規定による。

（准堂衆及び准堂衆補）

第13条 真宗本廟における法要及び儀式について、必要により、式務員を補佐するため准堂衆及び准堂衆補を置く。

2 准堂衆及び准堂衆補の任用は、別に定める。

第4章 荘厳及び儀式

（給仕及び荘厳）

第14条 真宗本廟の宗祖聖人の真影及び仏祖の給仕並びにその荘厳は、別に定める条例のほか、例規によりこれを行う。

（本派の儀式・行事）

第15条 本派が挙げて執行する儀式及び行事は、真宗本廟において行うことを本旨とする。

（儀式の主宰）

第16条 真宗本廟において行う儀式は、門首がこれを主宰する。この場合において主宰とは、内局の進達に基づき、儀式の執行を掌るものとする。

（儀式の方法）

第17条 真宗本廟において行う儀式は、別に定める条例のほか、例規によりこれを行う。

(式務所)

第18条 真宗本廟における崇敬、給仕及び儀式の執行に資する施設として式務所を置く。

附 則

- 1 この条例は、1995年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同第2項に規定する条例の施行する日から施行する。
- 2 真宗本廟条例（1981年条例公示第1号）は、廃止する。

附 則（1996年6月20日条例公示第2号）抄
この条例は、1996年7月1日から施行する。

附 則（2004年6月28日条例公示第1号）
この条例は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第7号）抄
この条例は、公示の日から施行する。